

利用料金のご案内

(1日あたり)

平成27年8月1日より

※この表は、介護保険自己負担割合1割の料金表です。

《入 所》

要介護度	介護報酬施設サービス費 利用者負担分 (非課税)	
	多床室	個室
要介護1	768円	695円
要介護2	816円	740円
要介護3	877円	801円
要介護4	928円	853円
要介護5	981円	904円

介護報酬利用者負担分 (非課税)	
初期加算	30円
入所日から30日以内のみ	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	18円
介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上	
夜勤職員配置加算	24円
夜勤帯(17時～9時)に入所者100人につき職員を5人配置	
短期集中リハビリテーション実施加算	240円
入所後3ヵ月以内で短期的・集中的にリハビリを実施した場合	
栄養マネジメント加算	14円
栄養ケア計画を作成	
療養食加算	18円
医師の指示による治療食を提供した場合	
経口移行加算	28円
経管栄養の者に、経口移行計画をもとにした経口による食事の栄養管理を行った場合	
経口維持加算Ⅰ	400円/月
誤嚥が認められる者に、経口による継続的な食事を進めるための経口維持計画をもとにした食事の栄養管理を行った場合(6月以内)	
経口維持加算Ⅱ	100円/月
誤嚥が認められる者に、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合で経口による継続的な食事摂取のための会議等に医師等が加わった場合(6月超)	
外泊時費用	362円
外泊した場合、施設サービス費に代えて(1ヵ月に6日を限度、初日と最終日除く)	

食事療養費および居住費 (非課税)			
食費	1段階※	300円	
	2段階※	390円	
	3段階※	650円	
	4段階	1,430円	
居住費		多床室	個室
	1段階	0円	490円
	2段階	370円	490円
	3段階	370円	1,310円
	4段階	370円	1,640円

保険外費用利用者負担分 (非課税)		
日用品費	入浴した日	150円
	入浴しなかった日	130円
洗濯代		
1回		300円
教養娯楽費		
※クラブ活動によって異なります(裏面参照)		

※1～3段階の食費について
基準費用額は1,380円/日

《加算利用料》

個室料 (税込)	
一般個室 (洗面台、トイレ付き)	1,000円
特室 (キッチン、洗面台、 トイレ、ユニットバス、 応接セット付き)	2,000円
電気使用料 (税込)	
TV・冷蔵庫・ 電気毛布等	1品目54円
テレビレンタル料 (税込)	54円

《別表》

介護報酬利用者負担分（非課税）	
ターミナルケア加算 （死亡日以前 4～30 日）	160円
ターミナルケア加算 （死亡日の前日および前々日）	820円
ターミナルケア加算 （死亡日当日）	1,650円
回復の見込みのない方にターミナルケアを行った場合	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円
認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された場合で、入所後 3 カ月以内（1 週に 3 日を限度）	
若年性認知症入所者受入加算	120円
若年性認知症利用者の入所を受け入れた場合	
認知症情報提供加算	350円
認知症の疑いのある方を認知症疾患医療センター等に紹介した場合（入所中 1 回のみ）	
緊急時施設療養費	511円
病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合（1 カ月に 1 回、連続する 3 日を限度）	

介護報酬退所時指導等加算 利用者負担分（非課税）	
退所前訪問指導加算	460円
入所期間 1 カ月超見込みの者に、入所中に 2 回まで	
退所後訪問指導加算	460円
入所者の退所後 30 日以内に居宅を訪問して療養上の指導を行った場合に算定	
退所時指導加算	400円
入所期間 1 カ月超、居宅における情報提供を行った場合、1 回を限度	
退所時情報提供加算	500円
入所 1 カ月超、退所後の主治医に文書による情報提供を行った場合、1 回を限度	
退所前連携加算	500円
入所期間 1 カ月超、指定居宅支援事業所に対し、文書による情報提供とサービスに関する調整を行った場合、1 回を限度	
老人訪問看護指示加算	300円
指定訪問看護ステーションに対して、入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合、1 回を限度	

介護報酬利用者負担分（非課税）	
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450円
入所期間 1 カ月超見込みの者に、入所前 30 日以内又は入所後 7 日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び、診療方針の決定を行った場合（1 回のみ）	
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480円
入所期間 1 カ月超見込みの者に、入所前 30 日以内又は入所後 7 日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び、診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定した場合（1 回のみ）	
口腔衛生管理体制加算	30円/月
歯科医師または歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合	
口腔衛生管理加算	110円/月
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月 4 回以上実施している場合に算定	
所定疾患施設療養費	305円
肺炎、尿路感染症、带状疱疹の利用者に投薬・検査・注射・処置をした場合 1 月に 1 回、連続する 7 日を限度	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	27円
6 か月間の退所者のうち在宅への退所者が 30% 超。	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	27/1000
当月算定した法定給付サービス（加算を含む）の 27/1000 に相当する単位数	

《日用品に含まれるもの》

- ・ティッシュペーパー
- ・ペーパータオル
- ・タオル、バスタオル
- ・おしぼり
- ・シャンプー
- ・石けんボディソープ 等

《教養娯楽費について》

材料費として実費相当額となります

- 手芸クラブ ー作品 500 円～1,500 円程度
（ネット編み、小物入れ、ティッシュケース、バッグ等、帽子・マフラー等の編み物等）
- 木工クラブ ー作品 300 円～1,000 円程度
（本立て、花入れ、椅子等）
- 陶芸クラブ ー作品 500 円～1,500 円程度
（灰皿、湯呑み、銘々皿、コーヒーカップ等）
- 絵てがみ教室 参加費（材料費）1 回 100 円程度

※健康管理費（インフルエンザ代など）は実費になります。